

9-12 船員労務監査状況(令和4年度)

区分		管轄局					汽 船		漁 船		その他 船舶
		本 局	京 都	和歌山	勝浦	計					
実働 状況	船員労務官数	9	2	2	2	15					
	監査延日数	170	44	70	54	338	A	B	A	B	
船舶 監査	監査船舶数	136	29	39	35	239	52	180	6	1	0
	監査船員数	923	190	277	156	1,546	728	756	57	5	0
	違反件数	6	0	1	3	10	1	8	1	0	0
	勧告件数	1	0	4	0	5	0	5	0	0	0
事業場 監査	監査事業場数	20	0	5	1	26	6	20	0	0	0
	監査船員数	646	0	62	10	718	351	367	0	0	0
	違反件数	7	0	0	0	7	2	5	0	0	0
	勧告件数	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0
合 計	監査船舶事業者数	156	29	44	36	265	58	200	6	1	0
	監査船員数	1,569	190	339	166	2,264	1,079	1,123	57	5	0
	違反件数	13	0	1	3	17	3	13	1	0	0
	勧告件数	2	0	4	0	6	1	5	0	0	0
申告受理件数		0	0	0	0	0					

- 注) 1. 汽船Aとは、総トン数700トン以上、汽船Bとは、総トン数700トン未満の船舶。
 2. 漁船Aとは、船員法施行規則第51条に掲げる漁船(第2種又は第3種の従業制限を有する漁船及び第1種の従業制限を有する漁船で、さけ・ます、はえ縄漁業又は機船底引き網漁業に従事するもの)、漁船Bとは、それ以外の漁船。
 3. その他の船舶とは、汽船、漁船以外の船舶。